

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1. [7] 中心市街地活性化に関する基本的な方針、及び3. [1] 石岡市中心市街地活性化の目標を参照。
	認定の手続	9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項を参照。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域を参照。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項を参照。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項を参照。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項を参照。
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項を参照。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標を参照。
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8までの全ての事業等に実施主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8までの全ての事業等は、計画期間の平成26年度までに完了もしくは着手できる見込みである。